

別紙

諮問第733号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年度東京都立〇〇学校入学者決定に係る適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの答案」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が平成31年4月11日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

適性検査問題で多く採用している記述式問題では、様々な事象や資料から必要な情報を読み取り、分析した内容に対して、自分の考えを的確にまとめて相手に分かりやすく表現できる力を試しており、採点に当たっては、様々な解答を想定し、詳細な採点基準を設けている。本件一部開示決定により非開示とした情報は、これを開示すると、採点基準を推測することが可能となり、入学者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例16条6号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年7月5日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年3月12日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月22日（第209回第一部会）から同年11月26日（第210回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び当該審査請求書の補正書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都立中等教育学校入学者選考事務における適性検査について

東京都立中等教育学校とは、中学1年から高校3年までの6年間を通じて一貫したカリキュラムにより教育を行う学校である。公立の中等教育学校における入学者の決定については、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）110条2項により、学力検査を行わないものと定められているため、教科に特化せず、一般常識や総合的な思考力、表現力を問う適性検査を実施している。

イ 本件一部開示決定について

本件開示請求は、未成年者である子の法定代理人が本人に代わって請求したものである。

実施機関は、本件開示請求に係る対象保有個人情報として、平成〇年度東京都立〇〇学校入学者決定に係る適性検査Ⅰ及び適性検査Ⅱの解答用紙（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、採点者の記述及び採点記録箇所（以下「本件非開示情報」という。）について、条例16条6号に該当するとして非開示とする一部開示決定を行った。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報が解答内容にまで及んでいることに言及し、本件非開示情報を開示すべき旨主張する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報は、採点者が書き込みをした評価に係るメモが記載された部分であり、その一部は解答欄の中に記載されていることが確認された。

したがって、本件非開示情報を開示すると、採点者が重視した内容や具体的な採点基準が推測され、画一的な解答を受検生等が事前に準備することが可能となり、その結果、当該適性検査によって受検生の能力を的確に判断することが困難

となるなど、入学者選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、解答欄の中に採点者の書き込みがある部分については、当該部分のみを塗抹して開示すると、塗抹された部分の有無、場所及び形状等から、採点において重視された内容等が推測されるおそれがあるため、当該解答欄は全体として非開示情報であると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑